

# 多摩市分別収集計画

(第11期)

令和7年8月

多 摩 市

## 目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	2
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物 の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量 及び製品プラスチックの量の見込み(法第8条第2項第4号)	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量 及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)	6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)	6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	7

# 多摩市分別収集計画

令和7年8月

## 1 計画策定の意義

一般廃棄物をとりまく状況は深刻で、今や地域での処理にとどまらず、地球規模での環境の保全と資源の有効活用を図りながら、その適切な対応が求められています。

市民が衛生的な生活環境のもとで環境負荷の少ない循環型社会を構築していくためには、市民一人ひとりがごみの減量化やリサイクルの取り組みの中で一般廃棄物の発生の抑制に努めながら、社会活動やライフスタイルについても見直し、改めていくことが重要です。

多摩市では、昭和45年からごみ減量や資源化への取り組みを市民や市民団体等、事業者の協力のもと行ってきました。また、平成20年4月からは、有料指定袋による可燃ごみ・不燃ごみの収集と容器包装プラスチックの収集による資源化を始め、また、平成25年4月からは小型家電・金属類の収集も開始しました。

現在、多摩市では多摩地区26市町で構成する東京たま広域資源循環組合に加入し、同組合が運営する日の出町二ツ塚最終処分場に焼却残渣及び不燃残渣を搬入しており、今後の二ツ塚処分場の延命化を図るため、焼却残渣（可燃ごみ焼却灰）を主原料にしたエコセメント化事業にも参加しています。

本計画はこのような状況のもと、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の約6割を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）を推進しながら、より一層のごみの減量化・資源の有効活用を図るため、市民・行政・事業者がそれぞれの役割や具体的に取るべき方策を示したものです。

本計画の推進により、最終処分場をはじめとする廃棄物処理施設の有効活用を図るとともに、ごみの減量化、資源の有効活用を推進し、資源循環型社会の形成をより一層図るものです。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示します。

- ・ 4 R運動を市民、事業者がともに推進し、ごみ減量を進め、循環型社会の形成に取り組めます。
- ・ 市民、事業者、学校へのごみ減量啓発や環境学習への取り組みを市民協働により推進し、ごみの発生抑制・排出抑制・資源化率の向上の普及を図ります。
- ・ 市民、企業等との協働をさらに充実させ、エコショップ認定制度の拡充、レジ袋の削減、資源の店頭回収等を推進し、ごみの減量を目指します。
- ・ 管理組合や自治会等による集団回収をさらに進め、地域コミュニティの醸成を図るとともに、効率の良い行政回収を行います。
- ・ 安定したごみの収集と安全を第一とした清掃工場での中間処理を進めることにより、安全で衛生的な環境を保持し、資源化センターへの資源物の搬入を促すとともに、引き続き十分な情報提供を行います。

## 3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間（令和8年度～令和12年度）とし、3年ごとに改定します。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶、その他）、段ボール、飲料用紙製容器、ペットボトル、プラスチック製容器包装、また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別収集の対象とします。

## 5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み （法第8条第2項第1号）

<令和8年度～令和12年度>

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
容器包装廃棄物	3,859 t	3,844 t	3,827 t	3,808 t	3,791 t
製品プラスチック	27 t	27 t	27 t	26 t	26 t

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

### (法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施します。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ります。また、多摩市廃棄物減量等推進審議会を設置し、市民と事業者との対話や普及啓発活動を促進するとともに、廃棄物減量等推進員制度を活用し、容器包装廃棄物の4Rを推進します。

方 策	事 業 内 容
1)エコショップ認定制度	簡易包装や包装容器の自主回収などに取り組んでいる小売販売店を認定し、消費者と店舗等の相互協力によるごみの減量化・リサイクルの促進を図ります。
2)集団回収補助制度	住民団体による資源回収において、住民団体への補助金交付及び資源回収業者への助成金の交付、情報提供等により民間の資源回収システムを支援することにより、ごみの減量と資源化を図ります。
3)メディアを用いた啓発	市広報等に廃棄物処理の特集の掲載、ごみ情報誌の発行、市ホームページ、公式 SNS、ごみ分別アプリ等の様々な媒体を利用し、あらゆる世代に対して届くよう、きめ細かなごみ情報の提供を行います。
4)小中学校副読本及び環境出前授業	環境教育の一環として、小中学校副読本の作成、また担当職員による講師派遣を行います。
5)廃棄物減量等推進員制度	各自治会・管理組合からの推薦により推進員を委嘱し、研修会などを通してごみに対する理解を深めてもらい、地域に密着したごみの減量を推進します。
6)施設見学会等の開催	資源化センター・清掃工場・最終処分場などの清掃施設の見学会等を行います。
7)資源化センターにおける啓発活動	施設では啓発関係の展示や講習会を実施するとともに、市民の自主的なリサイクル活動を推進することを目的とし、多目的ホール等を貸し出します。
8)リサイクルセンターとの連携 (多摩ニュータウン環境組合)	自転車や家具などの粗大ごみの再生修理・販売を行うとともに、不用品交換情報の提供や環境問題全般の図書・資料コーナーを活用し、ごみ減量に向けて市民、事業者、行政が一体となった地域活動の拠点としていきます。
9)マイバッグ持参及びレジ袋削減、使い捨てプラの削減の促進	繰り返し使用が可能な買い物袋(マイバッグ)の持参の普及啓発、使い捨てカトラリー等のプラスチック製品削減の啓発をします。 各団体等で実施するイベント等で活用できるリユース食器の貸出を行い、使い捨てプラスチック等の削減に取り組みます。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

本市における廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のとおり定めます。

また、本市が有する収集機材、廃棄物処理施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとします。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製 の容器	びん
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル、白色トレイ以外のきれいなプラスチック
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの	製品プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み（法第8条第2項第4号）

	8年度		9年度		10年度		11年度		12年度	
主としてスチール製の容器	125t		124t		124 t		123t		122t	
主としてアルミ製の容器	187t		187t		186 t		185t		184t	
無色のガラス製容器	458t		456t		454t		452t		449t	
	(引渡) 434t	(独自処理) 24 t	(引渡) 432t	(独自処理) 24 t	(引渡) 430t	(独自処理) 24 t	(引渡) 428t	(独自処理) 24 t	(引渡) 426t	(独自処理) 23 t
茶色のガラス製容器	198t		198t		196t		195t		195t	
	(引渡) 187t	(独自処理) 11 t	(引渡) 187t	(独自処理) 11 t	(引渡) 186t	(独自処理) 10 t	(引渡) 185t	(独自処理) 10 t	(引渡) 184t	(独自処理) 11 t
その他のガラス製容器	312t		311t		309t		308t		307t	
	(引渡) 296t	(独自処理) 16 t	(引渡) 295t	(独自処理) 16 t	(引渡) 293t	(独自処理) 16 t	(引渡) 292t	(独自処理) 16 t	(引渡) 291t	(独自処理) 16 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	2t		2t		2t		2t		2t	
主として段ボール製の容器	997t		993t		989t		984t		980t	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	549t		546 t		544t		541 t		539t	
	(引渡) —	(独自処理) 549t	(引渡) —	(独自処理) 546t	(引渡) —	(独自処理) 544t	(引渡) —	(独自処理) 541t	(引渡) —	(独自処理) 539t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	1,031t		1,027t		1,023t		1,018t		1,013t	
	(引渡) 1,031t	(独自処理) 0t	(引渡) 1,027t	(独自処理) 0t	(引渡) 1,023t	(独自処理) 0t	(引渡) 1,018t	(独自処理) 0t	(引渡) 1,013t	(独自処理) 0t
	(うち白色トレイ)	—		—		—		—		—
	(引渡) —	(独自処理) —	(引渡) —	(独自処理) —	(引渡) —	(独自処理) —	(引渡) —	(独自処理) —	(引渡) —	(独自処理) —
製品プラスチック（プラスチック資源循環法に基づく分別対象物）	27t		27t		27t		26t		26t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 27t	(引渡) 0t	(独自処理) 27t	(引渡) 0t	(独自処理) 27t	(引渡) 0t	(独自処理) 26t	(引渡) 0t	(独自処理) 26t

**9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法**

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み

= 「平成30年度から令和6年度までの過去7年間のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けていると思われる令和2年度、3年度を除いた5か年分の市民一人当たりの収集実績量の平均 × 各年度の推計収集人口」をもとに算定。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
145,759人	145,127人	144,495人	143,863人	143,233人

※収集人口推計値は「多摩市一般廃棄物処理基本計画 令和5年3月」による

**10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)**

分別収集は、現行の収集体制を活用して行います。

分別収集する 容器包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集・運搬の段階	選別・保管等の施設
主としてスチール製の容器	缶	市による定期回収	多摩市立 資源化センター
主としてアルミ製の容器			
無色のガラス製容器	びん		
茶色のガラス製容器			
その他のガラス製容器			
主として段ボール製の容器	段ボール		
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするもの	ペットボトル		
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック		

製品プラスチック（プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの）			
-----------------------------------	--	--	--

### 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

分別収集した資源物は、多摩市立資源化センターにおいて、選別・圧縮・梱包・保管します。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	排出容器	収集車	中間処理
主としてスチール製の容器	缶			
主としてアルミ製の容器				
無色のガラス製容器	びん	コンテナ		
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
主として段ボール製の容器	段ボール	束ねて出す	パッカー車・トラック車	多摩市立資源化センター
主としてポリエチレンテフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするもの	ペットボトル	コンテナ		
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック	有料指定袋で出す		
製品プラスチック（プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの）				

### 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくために、推進体制を整備していきます。

分別収集計画を実効あるものにするために、廃棄物減量等推進審議会において具体的な意見や答申を求めるとともに、廃棄物減量等推進員制度を活用し、地域に根づいた自主的な地域活動を推進します。